

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1073号

2021年（令和3年）6月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2021年（令和3年）5月28日付けで諮問（第1073号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第28条、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）第7条第4項及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2013年（平成25年）5月31日に番号法等関連法が公布され、導入された番号制度は、社会保障制度、税制、災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものである。

これら関連法により国民一人一人に付番された個人番号を基に、2017年（平成29年）1月から社会保障、税及び災害対策分野

における各種行政手続に際し、住民基本台帳の情報、税に関する情報及び他の給付状況等の情報連携が行政機関間において行われている。当該情報連携は地方公共団体情報システム機構が運営する情報提供ネットワークシステムを介して行われる。

番号法は、特定個人情報不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を特定個人情報保護評価という。なお、個人の番号を保有する事務については、特定個人情報の保有数、情報の取扱者数、過去の重大事故発生の有無によるしきい値判断を行う。

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務のしきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約44万人分、情報の取扱者数については、地域保健課及び保健予防課の職員約40人であり、過去に重大事故の発生は起きていないことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。

全項目評価に該当した事務については、番号法第28条、規則第7条第4項及び指針に基づき、評価書作成後に、住民からの意見を聴取し、意見反映後に第三者機関による点検（諮問）を行わなければならないことから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 評価書の概要

ア 対象ファイル 予防接種対象者台帳

予防接種対象者台帳は、住民基本台帳に記録されている者及び転出等で削除した者についての情報を蓄積したファイルである。当該ファイルは、個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報及び健康・医療関係情報に関する情報が記録されるものであり、特定個人情報ファイルとして保有するものである。

住民票関係情報は、住民基本台帳システムから、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手するものである。なお、住民票関係情報を取り扱う担当課は、市民窓口センター及び各市民センターであり、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、当該ファイルにおいて、区域内すべての住民情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理及び提供するものである。

また、予防接種関係情報（予防接種実施回数、予防接種実施日等）は、住民が予防接種を受けた医療機関から提出される予防接

種券・予診票情報から入手するものである。なお、転入者等の予防接種関係情報は、情報提供ネットワークシステムを介して他自治体から入手するものである。

住民票関係情報を基に予防接種関係情報を追記した予防接種対象者台帳の取扱いについては、保健所・保健センター業務情報システムの保守業務を委託している。また、予防接種対象者台帳の情報は、他自治体に情報提供ネットワークシステムを介した提供を行う上で必要なため、庁内連携システムを介した情報の移転が行われる。

予防接種対象者台帳の情報の保管及び消去については、予防接種法施行令第6条の2において、5年間保管すると定められているが、接種記録確認等の事務のため、20年以上の長期間保管をする必要があるものである。ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出すことができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立会いを行う等確実な履行を担保する。

イ しきい値判断の結果

- (ア) 特定個人情報の保有数
約44万人（区域内の住民）
- (イ) 情報の取扱者数
約40人（地域保健課及び保健予防課）
- (ウ) 過去における重大事故
なし

ウ 評価実施機関

藤沢市長（所管部署 地域保健課）

エ 公表しない部分の有無・範囲

なし

オ 個人番号の保有時期

2021年（令和3年）6月11日から

カ リスク及び対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策は、大きく分けて、特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）、特定個人情報の使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）、情報提供ネットワークとの接続、及び特定個人情報の保管・消去の6項目であり、その他のリスク対策については、監査、従業者に対する教育・啓発及びその他のリスク対策の3項目について明記している。

(3) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2021年（令和3年）4月27日から同年5月27日まで

イ 意見聴取の結果

意見はなし

(4) 提出書類

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

イ 特定個人情報保護評価に関する規則

ウ 特定個人情報保護評価指針

エ 特定個人情報保護評価書（案）

オ 藤沢市保健所・保健センター業務情報システム賃貸借契約書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べて
いる。

ア 指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる
ことから、本評価書を作成した。

(ア) しきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録
を有する者の約44万人分であるため、当該事務の特定個人情報
保護評価は全項目評価に該当する。なお、情報の取扱者数は、
地域保健課及び保健予防課の職員約40人である。

(イ) 本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護
評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載し
た。

イ 指針第5の3（3）イに、全項目評価書を公示して広く住民等
の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項
目評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されているこ
とから、2021年（令和3年）4月27日から同年5月27日
までの間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなか
った。

ウ 指針第5の3（3）イに、公示し住民等の意見を求め、必要な
見直しを行った全項目評価書について、第三者点検を受けるもの
とする、と規定されていることから、今回、藤沢市個人情報保護
制度運営審議会に諮問し、第三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定め
る実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の内容について、次のように述べている。

- ア 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）について、届出等特定個人情報を入手する際は、本人確認書類の確認を厳格に行うこととしており、中間サーバーと既存システム、中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することで、対象者以外の情報の入手を防止する等の措置を講じる。
- イ 特定個人情報の使用について、団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことができない等、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう措置を講じる。
- ウ 特定個人情報ファイルの取扱いを委託について、委託先の選定に際しては、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認する等の措置を講じる。
- エ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）は行わない。
- オ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行及び照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する等の措置を講じる。
- カ 特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報を保管するサーバーの設置場所において、入退室管理を行う等の物理的対策を講じる。また、特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する等の技術的対策を講じる。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務全項目評価書）については、妥当であると認められる。

以 上